



適切な意思決定に関する指針

1. 基本方針

疾患を抱えた患者さまが療養生活を送る中で、患者さま、ご家族は様々な意思決定をする場面があります。

多摩ファミリークリニックでは、人生の最終段階を迎える患者さまが、その人らしい最期を迎えられるよう、医師をはじめとする多職種で構成されるチームが、患者さまとご家族に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さま本人の意思決定を尊重し、最善と思われる医療・ケアを提供することに最大限努めます。

(厚生労働省:「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を規範とする)

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、患者さまの状態を踏まえて、多職種で構成される医療・ケアチームの話し合いで判断するものとする。

たとえば…

- がん等の進行性の疾患により、予後が数日から数ヶ月と予測できる場合
- 慢性疾患の急性増悪を繰り返し、徐々に状態が悪化する場合
- 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年かけて徐々に状態が悪くなる場合

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

○医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチーム(以下、医療・ケアチーム)と十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。

○本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、医療・ケアチームは本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるように支援し、本人との話し合いを繰り返し行います。

○本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある場合、家族等の信頼できる方も含めて、本人との話し合いを繰り返し行います。またこの話し合いに先立ち、本人は自らの意思を推定する方(以下、代理意思決定者)を前もって決めておくことをおすすめします。

○人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。

○医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

○生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としません。

*医療・ケアチームには、専門職だけでなく、ご家族や本人に関わるすべての人が含まれます。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

○本人の意思の確認ができる場合

・方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報の提供と説明を行います。

そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援します。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、代理意思決定者も含めて話し合いを繰り返し行います。

・このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

○本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断します。

・家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

・家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

・家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

・このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

本人の意思確認の有無にかかわらず、方針の決定に際し、以下の場合等においては、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討を行います。

・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医

療・ケアの内容についての合意が得られない場合

2022年8月1日策定

医療法人社団家族の森多摩ファミリークリニック

院長 大橋博樹